

令和元年度

知床・羅臼まちづくり基金

報告書



世界自然遺産の町・知床らうす

北海道羅臼町

みなさまへ

皆様におかれましては、日頃より、当町のまちづくりに格別のご支援、ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

令和2年に入り世界中で猛威をふるう新型コロナウイルスは、未だ終息が見通せない状況が続いており、社会構造にかつてないほどの変化をもたらせております。多くの方々が大変な状況下に置かれており、心よりお見舞いを申し上げる次第です。羅臼町では引き続き感染者ゼロを目指し、「新しい生活様式」の実行を徹底し、感染拡大防止に努めて参ります。皆様やご家族におかれましてもどうかお気をつけてお過ごし頂きますようお願いしております。

さて、ここに知床・羅臼まちづくり基金（以下、基金）の令和元年度事業報告をさせていただきます。この基金は、渡辺清氏（NPO 法人寄付市場創造協会【J a D o M a C】会長）のご提案を受けて平成17年6月（北海道で4番目、全国で7番目）に導入いたしました。平成17年7月に世界自然遺産に登録された「知床」に位置する羅臼町では、平成27年12月より「地域資源を活かした活力ある産業のまちに関する事業」、「一人ひとりが輝ける地域医療、保健、福祉、介護のまちに関する事業」、「自然環境に配慮し安心安全に暮らせる快適なまちに関する事業」、「豊かな心身を育み、明日へとはばたくまちに関する事業」、「持続的な行財政運営ができるまちに関する事業」、「その他、目的達成のために町長が必要と認める事業」の6つの政策メニューを掲げ、当町の特産品などをPRすることを目的とした返礼品制度を導入しました。当町におけるふるさと納税は、基金として積立させて頂いたのち、自然保護や子育て支援、担い手育成の取り組み等に有効的に活用させて頂きました。

現在、地方自治を取り巻く環境は人口減少、超高齢化という課題に直面しております。このまま人口減少が進むと地域産業経済の衰退によって税収減や労働人口の減少、社会保障費の増大などによる行政サービスの低下が懸念されますことから、羅臼町の発展と町民の幸福に向けたまちづくりを展開していくため、今後も寄付による支え合うまちづくりを目指して行く所存であります。

いただいた寄付金は、その目的を達成するために有効に活用させていただき、「世界自然遺産・知床」を保護し、将来を担う次世代に引き継ぐほか、町民が安心して暮らせる地域社会、住民参加の自治体運営を目指して参りたいと考えております。併せて、新型コロナウイルス対策としまして、打撃を受けた経済の活性化、新しい生活様式の実践、教育や医療の対策など各種の取り組みにも寄付金を活用させていただき、より良いまちづくりに取り組んで参ります。

皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年7月吉日

羅臼町長 湊屋 稔

知床・羅臼まちづくり基金状況報告

1 寄付の概況

平成元年度は、総額 **427,003,484 円**、延べ **27,745 件**の寄付がありました。
 政策メニュー別では

- ① 「地域資源を活かした活力ある産業のまちに関する事業」
 …… 175,931,908 円 / 11,305 件
- ② 「一人ひとりが輝ける地域医療、保健、福祉、介護のまちに関する事業」
 …… 63,320,152 円 / 4,055 件
- ③ 「自然環境に配慮し安心安全に暮らせる快適なまちに関する事業」
 …… 64,468,079 円 / 4,272 件
- ④ 「豊かな心身を育み、明日へとはばたくまちに関する事業」
 …… 35,013,345 円 / 2,466 件
- ⑤ 「持続的な行財政運営ができるまちに関する事業」
 …… 12,595,000 円 / 827 件
- ⑥ 「その他目的達成のために町長が必要と認める事業」
 …… 75,675,000 円 / 4,820 件

となっております。

地域別では東京都の 123,435,450 円で 7,901 件が最多となっており、続いて神奈川県 44,785,000 円で 2,988 件、大阪府 31,253,000 円で 2,127 件、愛知県 26,290,000 円で 1,707 件と都市部からの寄付が多くなっております。この地域別収入件数の順位は、平成 28 年度以降同様の都府県となっております。また、町内を除いた北海道内からの寄付は 21,905,000 円で 1,307 件となっております。

<都道府県別寄附件数ランキング>

都道府県	件数	金額	件数順位	金額順位
東京都	7,901	123,435,450	1	1
神奈川県	2,988	44,785,000	2	2
大阪府	2,127	31,253,000	3	3
愛知県	1,707	26,290,000	4	4
埼玉県	1,514	23,550,000	5	5
千葉県	1,491	22,207,000	6	6
北海道	1,307	21,905,000	7	7
兵庫県	1,261	17,855,000	8	8
福岡県	887	13,675,000	9	9
京都府	559	8,100,000	10	11

2 基金の運用

(1) 豊かな心身を育み、明日へとはばたくまち

●安全安心の子育て環境のために

漁業が基幹産業である羅臼町は季節や水揚げによって人手が必要になることが多く、安心して子どもを預けられる環境整備が急務でありました。羅臼町では、そのような課題を解決するため、平成28年度より児童福祉法に基づく放課後児童クラブを開設し、子どもの居場所づくりに努めて参りました。

今年度は、まちづくり基金から当クラブの運営費の一部を充当させていただくことで、授業の終了後に2校の小学校の空き教室を利用したクラブを開設し、放課後における子どもの居場所を確保するとともに、多様な遊びや四季折々の行事を行うことで、子どもの健やかな育成を支援することができました。

羅臼町では地域の実情に即した子育てしやすい環境を整えるため、学校や地域・保護者と連携を図りながら家庭における子育ての育成・支援を図って参ります。



(2) 地域資源を活かした活力ある産業のまち

●地域が提案するまちづくり助成事業

この助成事業は、熱意あるまちづくり活動や町民が主体的に取り組む事業を応援するための活動費等の経費を補助する制度です。

今年度は、住みよいまちづくりを実現するため町内会や各種産業団体等から7件の事業に補助することができました。

そのうちの1事業である羅臼町商工会青年部が主催する熱気球フライト体験イベントは、今後の羅臼町における新たな観光資源へ発展の可能性を模索する目的で実施されました。テストフライトを兼ねた無料体験搭乗会として実施することで、約40名の町民が集まり、普段見ることができない知床らうすの絶景に笑顔が溢れました。

羅臼町では、こうした町単独の補助制度にまちづくり基金を主財源として充当させていただき、町民が行なう主体的な取り組みを効果的に支援して参ります。



●おいしいウニを皆さんへ！～ウニ資源の有効活用を目指した取り組み

羅臼町では、最大の産業である漁業がここ数年不振で、獲る漁業からつくり育てる漁業への転換が大きな課題です。特に安定した育成や出荷が期待できる根付資源（昆布・ホタテなど）の維持・増大をはかることは、羅臼町にとって大変重要な取り組みとなります。

今年度はまちづくり基金を活用し、ウニ資源の増大と品質保持を目的とした2件の取り組みについて充当させていただきました。



ウニの資源づくりを行うため、羅臼町・羅臼漁業協同組合では、平成7年より「ウニ種苗生産事業」に取り組んでいます。これは、ウニ種苗生産センター内で稚ウニ（ウニの子供）の孵化を行い、一定サイズまで育てた（中間育成）のち羅臼町前浜に放流することで資源の維持と増大をはかり、持続可能な「つくり育てる漁業」を目指すものです。

また、近年は、天然生まれのウニが増えており場所によっては餌が不足して成長や身入りがよくない状態になっていることから、ウニの移殖事業も同時に行っています。身入りの良くないウニを潜水で採り、餌になる海藻が多いところへ放流して、ウニの身入りを良くすることで資源として価値を高める取り組みです。令和元年は9月2日～16日（8日間）で幌萌町地先を中心に約57トンのウニを採捕し、前浜に放流しました。これらの作業は、羅臼沿岸の海底状況を熟知したウニ漁業部会の協力もあり、効率よく作業を進めることができました。



羅臼町ふるさと納税においても、ウニは人気返礼品の一つです。（寄附者の皆様には長らくお待ちいただいた方も大勢いらっしゃいました。申し訳ございません）。羅臼町では、おいしいウニを消費者のみなさんにお届けするため、今後もつくり育てる漁業に取り組んで参ります。



【基金の運用状況】

年 度	自然環境に配慮し安心安全に暮らせる快適なまちに関する事業	一人ひとりが輝ける地域医療保健、福祉、介護のまちに関する事業	地域産業を活かした活力ある産業のまちに関する事業	豊かな心身を育み、明日へとはばたくまちに関する事業
平成 22 年度	—	—	682,500 円 (啓発看板修繕)	—
平成 23 年度	3,120,255 円 (ヒグマ及びエゾシカ侵入防止対策事業)	136,730,000 円 (診療所建設事業)	—	—
平成 24 年度	6,522,600 円 (ヒグマ及びエゾシカ侵入防止対策事業)	—	—	—
平成 25 年度	5,660,760 円 (ヒグマ及びエゾシカ侵入防止対策事業)	150,000 円 (診療所建設費および医療器具購入)	—	—
平成 26 年度	12,998,762 円 (ヒグマ及びエゾシカ侵入防止対策事業)	—	—	—
平成 27 年度	11,697,623 円 (ヒグマ及びエゾシカ侵入防止対策事業)	—	948,240 円 (啓発看板修繕)	—
平成 28 年度	—	—	1,018,800 円 (啓発看板修繕及び羅臼国後展望塔周辺整備)	—
平成 29 年度	—	—	842,923 円 (啓発看板修繕及び特産品販売振興事業)	31,351,773 円 (中学校建設費用及び町内遺跡発掘調査)
平成 30 年度	10,881,910 円 (防災備蓄品整備事業他)	6,435,860 円 (子育て支援各種制度新設)	7,042,000 円 (ヒトゲ駆除事業及び特産品販売振興事業他)	12,152,536 円 (教育 ICT リース料及び青年先進地視察他)
令和元年度	6,476,582 円 (世界遺産ルフィートハウス管理事業他)	10,101,478 円 (子育て支援各種助成事業)	5,999,010 円 (特産品販売事業及びウニ種苗生産事業他)	7,582,396 円 (放課後児童クラブ)

3 基金積立状況

(基金積立総額)

(単位：件数=件・金額=円)

寄付対象事業		
	積立額	件数
地域産業を活かした活力ある産業のまちに関する事業	254,867,208	37,087
一人ひとりが輝ける地域医療、保健、福祉、介護のまちに関する事業	97,161,138	16,191
自然環境に配慮し安心安全に暮らせる快適なまちに関する事業	110,499,284	17,680
豊かな心身を育み、明日へとはばたくまちに関する事業	28,111,566	7,739
持続的な行財政運営ができるまちに関する事業	22,621,513	3,231
その他、目的達成のために町長が必要と認める事業	179,116,623	26,354
運用益	367,253	
合計	692,744,585	108,282

(令和元年度 基金積立額)

(単位：件数=件・金額=円)

寄付対象事業		
	積立額	件数
地域産業を活かした活力ある産業のまちに関する事業	98,229,570	11,305
一人ひとりが輝ける地域医療、保健、福祉、介護のまちに関する事業	35,407,662	4,055
自然環境に配慮し安心安全に暮らせる快適なまちに関する事業	35,989,795	4,272
豊かな心身を育み、明日へとはばたくまちに関する事業	19,548,316	2,466
持続的な行財政運営ができるまちに関する事業	6,937,063	827
その他、目的達成のために町長が必要と認める事業	42,293,170	4,820
運用益	4,599	
合計	238,410,175	27,745

※平成27年12月より始まったふるさと納税制度により受入した基金については、返礼品代金等の経費を受入金額から政策メニューごとに差引いた金額が積立額となります

(令和元年度 4月～3月における主な返礼品の寄付受入)

(単位：件数=件)

順位	返礼品名	寄附件数
1	時鮭の親子漬け	4,217
2	知床羅臼産 塩水うに(上)100g	2,119
3	さけ醤油いくら 360g(120g×3パック)	1,778
4	知床羅臼産 うに折(上)120g	1,697
5	知床羅臼産ボタンエビ 大サイズ 400g	719
6	さけ醤油いくら 500g(1パック)	582
7	ぶり刺し身(1kg)	573
8	知床羅臼産 うに折(特上)120g	526
9	さけ醤油いくら 1kg	510

上記を含め、計 237 品の返礼品を取扱しました。(令和 2 年 3 月 31 日現在)



時鮭の親子漬け



知床羅臼産 塩水うに(上)100g



さけ醤油いくら 360g(120g×3P)



知床羅臼産 うに折(上)120g



知床羅臼産ボタンエビ 大サイズ 500g



さけ醤油いくら 500g



ぶり刺し身(1kg)



知床羅臼産 うに折(特上)120g



さけ醤油いくら 1kg

(個人の寄付者の方々)

(単位 : 金額=円)

氏名	住所	寄付年月日	寄付金額
—	—	—	—

(団体の寄付者の方々)

(単位 : 金額=円)

氏名	住所	寄付年月日	寄付金額
(有)中谷漁業部	礼文町	平成31年4月27日	1,000,000
北海道コカ・コーラボトリング(株)	札幌市	令和元年6月28日	259,061
宗教法人 念法真教	大阪府	令和元年8月8日	100,000
札幌美容協同組合	札幌市	令和元年9月2日	1,150
松緑神道大和山羅臼天水支部	北海道	令和元年10月24日	50,000

(注1) 寄付者について、氏名の公開を希望されていない方の掲載はしていません

(注2) 個人の寄付者は町内の方のみを掲載しております。

(注3) 表は寄付年月日順となります

4 寄付者からのメッセージ

●個人寄附(東京都)

一度旅行で訪れたことがあります、自然が美しくまた行きたい街です。地域活性化に向けてご尽力ください。

●個人寄附(京都府)

ふるさと納税を通じて、羅臼町が近くに感じられようになりました。細やかですが、応援させていただきます。

●個人寄附(北海道)

親戚が羅臼町で漁業をしています。小さいころ実家に海産物をたくさん送ってもらい、羅臼産の海産物はおいしいと小さいながら感動しました。今回初めてふるさと納税にチャレンジし、返礼品に対して不安がありましたが、羅臼町があったので安心して申し込みさせていただきました。

●個人寄附(神奈川県)

祖父母、母の故郷が北海道なので、ここ数年羅臼に寄付させていただいたところ、お礼のお手紙や、数ヶ月後にもきちんと、使途の報告のお手紙もいただき感激しました。今後も引き続き、寄付をさせていただきたいと思いました。恐縮ながら、選択させていただいた、返礼品もすごく良かったです。ありがとうございました。

●個人寄附(兵庫県)

人口減少や高齢化などで厳しい財政環境が続くと思いますが、豊かな自然をぜひ活かして住みよい町づくりを進めてください。

●個人寄附(大阪府)

子供が生まれて3歳になったら羅臼へ遊びに行きます。自治体として活気溢れる自然豊かな町であり続けられるよう、寄付致します。

●個人寄附(福岡県)

毎年マスいくらを頼み家族で美味しく頂いております、有難うございます。

●個人寄附(和歌山県)

北海道は国内でもお気に入りのところですが、羅臼の大自然には圧倒されました。素晴らしい自然を未来永劫守って行ってください。

●個人寄附(埼玉県)

日々使用している電車の中吊り広告に「羅臼のふつうは日本のごちそう」のコピーが目につきました。羅臼の情景が思い起こされ、とても心惹かれました。がんばってください。

●個人寄附(東京都)

学生時代に自転車旅行をしてすばらしい自然、すばらしい人情に感動しました。もっともっとすばらしい街になって欲しいと思います。がんばれ！羅臼！

●個人寄附(福島県)

今年から社会人になり、初めてふるさと納税制度を利用してみました。北海道は美味しいもの、美しいものの宝庫です。次回以降も利用しようと思っています。

●個人寄附(大阪府)

和食文化を支える昆布の名産地、応援しています！

●個人寄附(静岡県)

富士山静岡空港のある地元ですので、20代の頃に一度訪れた北海道・知床へまた、のんびり行きたいと思います。 まだまだ地震の余波で大変かと思ひますし、冬がすぐそこまで来ていますが、頑張ってください。

●個人寄附(神奈川県)

私は今34歳ですが小さな頃からおじ、おばが送ってくれる羅臼の海産物を食べてきました。この先もずっと私にとって美味しい特別な羅臼でいてください

●個人寄附(北海道)

去年家族に大好評だったので今年もお願いします。 今後も美味しい返礼品を期待しています。

●個人寄附(東京都)

夏に遊びにいきます。ますますの魅力ある街づくりを！

●個人寄附(千葉県)

ウニや昆布のイメージが強いです。高級食材として扱われ、多くの人とその味を保ち続けて欲しいと思っているかと思ひます。私も海に囲まれた地域出身なので、同じような境遇だと思ひて応援させていただきます。

●個人寄附(滋賀県)

お世話になります。いつかは行ってみたい北海道！自分はしおっからい新巻鮭が大好きです

●個人寄附(東京都)

今年の夏、第一ホテルに宿泊しました。 展望台にも立ち寄りました。 応援しております。北方領土対応などに役立ててください。

●個人寄附(京都府)

羅臼には1度 旅行で行きました。 泊まった民宿では親切にいただき 記憶の強く残りました。これからも自然の恵みで町がうるおいますよう祈っています。

●個人寄附(東京都)

羅臼町には毎年バイクツーリングで訪れています。 豊かな自然と熊の湯を未来永劫守っていただきたく思ひます。

●個人寄附(宮城県)

豊かな自然環境と調和した農林水産業の振興を願っております。

●個人寄附(福井県)

これからも漁業に注力して頑張ってくださいね！

●個人寄附(栃木県)

リピーターです。美しい自然と海の幸に感謝しています。

5 基金の歩み

平成17年 4月26日	まちづくり講演会で、渡辺清氏（旧 NPO 法人ホームタウン・ドナー・クラブ）が『寄付による投票条例で個性的なまちをつくろう』と題して講演。町民約84名が参加。
平成17年 5月13日	羅臼町自立プラン検討委員会に、通称「寄付による投票条例」の設置について意見聴取。多数の委員から、早期に条例設置の意見が上がる。
平成17年 6月22日	議会に条例案を提案し、全会一致で可決
平成17年 7月20日	全日空が社会貢献事業の一環として、ANAマイレージ会員に対して世界自然遺産・知床の保全事業のために寄付マイルの募集を始める。期間は8月31日までで、寄付額は28万円に達する
平成17年10月13日	静岡県掛川市議会が知床・羅臼まちづくり基金について視察
平成17年12月26日	寄付金が1千万円を超える
平成18年 5月 9日	静岡県三島市議会が知床・羅臼まちづくり基金について視察
平成18年 5月18日	東京都国分寺市議会が知床・羅臼まちづくり基金について視察
平成19年 7月18日	埼玉県戸田市議会が知床・羅臼まちづくり基金について視察
平成20年 8月20日	寄付件数が200件に達する
平成20年 9月22日	寄付金が5千万円を超える
平成22年10月 7日	紋別郡興部町議会が知床・羅臼まちづくり基金について視察
平成22年12月22日	寄付金が1億円を超える
平成23年 2月25日	寄付件数が300件に達する
平成23年 8月31日	ダイキン工業株式会社社会長が知床を訪れた際に、知床の自然に感銘を受け、この自然を保護したいという思いから寄付を申し込む。寄付額は500万円。
平成23年 8月31日	寄付金が1億5千万円を超える
平成24年 7月 2日	知床らうす国民健康保険診療所が開設
平成24年 7月20日	事業の種類に「中学校改築に関する事業」を追加
平成25年 4月22日	寄付件数が400件に達する
平成26年 6月30日	寄付金が2億円を超える
平成27年12月 1日	ふるさと納税返礼品制度開始
平成28年10月 7日	寄付金が3億円を超える
平成28年10月16日	寄付件数が5,000件に達する
平成28年12月 6日	寄付件数が10,000件に達する
平成28年12月14日	寄付金が4億円を超える
平成29年 2月 8日	寄付金が5億円を超える
平成29年 3月28日	寄付件数が20,000件に達する
平成29年12月 3日	羅臼中学校・春松中学校で閉校式実施
平成30年 4月10日	新設校「知床未来中学校」が開校式実施
平成30年12月31日	寄付件数が80,000件に達する
平成31年 4月 1日	羅臼町120周年及び町政施行60年を迎える
令和 元年12月31日	寄附件数が100,000件に達する

知床羅臼まちづくり基金の概要

1 知床・羅臼まちづくり基金の目的

住民の方々や全国の羅臼ファンが寄付という形で、積極的にまちづくりに参加できることは、町の本来の姿です。住民参加型の地方自治を実現し、個性豊かな活力あるまちづくりを目的としています。

2 寄付の使い道

知床・羅臼まちづくり基金へ寄せられた寄付金は、基金として積み立てます。基金は必要に応じて取り崩し、6つの取り組みに使われます。

3 寄付の申込み方

「寄付申込書」で寄付の使い道を指定し、お申込み下さい。

(寄付の使い道の指定のない場合は、町長が使い道を決定します。)

・羅臼町役場担当窓口での申込み

・電話、メール、FAX、郵送などでの申し込み

※役場よりパンフレット・専用の振込用紙等を送付致しますので、寄付金額、希望の返礼品、寄付金の使い道を記入しお申込みください。

・ふるさとチョイスやANAのふるさと納税などインターネットからお申込みの場合は、ガイドンに従って、寄付金額、希望の返礼品、寄付金の使い道を選択お申込みください。お支払いは、クレジット決済、ドコモケータイ支払、コンビニ決済、ゆうちょ銀行での郵便振替等でのお支払いが可能です。

4 寄付金の額

1口5,000円を基本として、何口でも受け付けます。

※10,000円未満の寄付の方及び羅臼町内在住の方に返戻品はありませんのでご了承ください。

5 問い合わせ先

知床・羅臼まちづくり基金に関するお問い合わせは、羅臼町役場産業創生課までお願い致します。

〒086-1892 北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83

TEL : 0153-87-2162 FAX : 0153-87-2916

E-mail : furusato.nozei@rausu-town.jp

- 知床・羅臼まちづくり基金については羅臼町のホームページでもご覧いただけます。
<http://www.rausu-town.jp>
- ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」羅臼町ページ
<http://www.furusato-tax.jp/japan/prefecture/01694>
- ふるさと納税ポータルサイト「ANAのふるさと納税」羅臼町ページ

<http://www.furusato-tax.jp/japan/prefecture/01694>

- ふるさと納税ポータルサイト「ふるなび」羅臼町ページ
<http://customer.furunavi.jp/>
- ふるさと納税ポータルサイト「楽天」羅臼町ページ
http://www.rakuten.co.jp/f016942-rausu/?s-id=furusato_pc_area-hokkaido_f016942-rausu
- ふるさと納税ポータルサイト「ふるぽ」羅臼町ページ
http://furu-po.com/lg_list/hokkaido/hokkaido/016942
- ふるさと納税ポータルサイト「Wowma!」羅臼町ページ
<http://furusato.wowma.jp/016942/>

<政策メニューリスト>

平成27年12月1日より、ふるさと納税返礼品制度の取り組みを開始し、全国各地の皆様から心温かい寄付をいただいております。

今後も、羅臼の自然や産業、伝統文化や町民の人の温かさを守り続けていくため、次の6項目を大切な寄付の使い道として運用していきます。

～ 羅臼町の6つの取り組み ～

1. **地域資源を活かした活力ある産業のまちに関する事業**
恵まれた自然環境を活かした漁業・観光業を守り、発展させていきます。
2. **一人ひとりが輝ける地域医療、保健、福祉、介護のまちに関する事業**
医療・子育て支援・介護の充実を、住民や今後移住される方にも役立てます。
3. **自然環境に配慮し安心安全に暮らせる快適なまちに関する事業**
世界自然遺産・知床をより良い形で後世に残すため、環境保全活動に取り組んでいます。
4. **豊かな心身を育み、明日へとはばたくまちに関する事業**
町の次世代を担う子どもたちの教育や、先人たちが築いた文化を伝承する活動を行います。
5. **持続的な行財政運営ができるまちに関する事業**
自然環境や漁業資源を守り続けるため、持続的で安定的な行財政運営を目指します。
6. **その他目的達成のために町長が必要と認める事業**
その他の地域課題の解決や目的達成のため、町長が必要と認める事業を推進します。



知床羅臼まちづくり寄付条例及び施行規則

1 知床・羅臼まちづくり寄付条例

平成 17 年 6 月 23 日

条例第 32 号

(目的)

第 1 条 寄付金を財源として、寄付者の社会的投資を具体化することにより、寄付を通じた住民参加型の地方自治を実現し、個性豊かな活力あるまちづくりに資することを目的とする。

(基金の設置)

第 2 条 寄付者から收受した寄付金を適正に管理運営するため、知床・羅臼まちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 3 条 基金として積み立てる額は、歳入歳出予算で定める額とする。

(寄付金の使途指定等)

第 4 条 寄付者は、自らの寄付金を町長が別に定める事業のうち何れに充てるかを予め指定できるものとする。

2 寄付金のうち前項の指定がないものについては、諸般の事情を勘案して、町長が前項の寄付金の使途に係る指定を行うものとする。また、必要がある場合には当該指定を変更できるものとする。

3 町長は、基金の積み立て、管理及び処分その他の基金の運用に当っては、寄付者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(基金の管理)

第 5 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の収益処理)

第 6 条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第 7 条 基金は、第 1 条に掲げる目的のため、町長が別に定める事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(基金の繰替運用)

第 8 条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 27 年 1 月 6 日条例第 21 号)

この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

2 知床・羅臼まちづくり寄付条例施行規則

平成 17 年 6 月 23 日

規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、知床・羅臼まちづくり寄付条例（平成 17 年条例第 32 号。以下「条例」という。）に基づき、基金の積み立て、管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の受入れ)

第 2 条 条例第 3 条に規定する寄付金（以下「寄付金」という。）の受入れは、随時行うものとする。

2 寄付金は、寄付申込書（寄付採納願）（様式第 1 号）または募集により受け付けるものとする。

(事業の種類)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項及び第 7 条に規定する町長が定める事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 「地域資源を活かした活力ある産業のまち」に関する事業
- (2) 「一人ひとりが輝ける地域医療、保健、福祉、介護のまち」に関する事業
- (3) 「自然環境に配慮し安心安全に暮らせる快適なまち」に関する事業
- (4) 「豊かな心身を育み、明日へとはばたくまち」に関する事業
- (5) 「持続的な行財政運営ができるまち」に関する事業
- (6) その他目的達成のため、町長が必要と認める事業

(寄付金台帳の作成)

第 4 条 寄付金の適正な管理を図るため、寄付金台帳（様式第 2 号）を整備するものとする。

(寄付金の額)

第 5 条 寄付金は、1 口 5 千円とする。ただし、町長が認める場合は、この限りではない。

(事業の報告)

第 6 条 町長は、毎年度半期と通期の運用状況について、町広報及びホームページにて報告しなければならない。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 20 日規則第 12 号)

この規則は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。